

歴史文化学科における教員養成に対する理念等

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

【歴史文化学科】

歴史文化学科は、学習成果達成目標の冒頭に「歴史資料の特性や扱い方に関する知識を有し、資料を 読解して情報を正しく接合させ、合理的推理に基づいて歴史像を構築することができる」を掲げる。

カリキュラムにおいては、「踏査基礎演習」や「古代史料講読」、「中世史料講読」といった各種資 史料を「講読」する科目によって、現地・現物から導き出した確かな根拠に基づいた知識に依拠することの重要性を理解させることを学科教育の基本に据えるとともに、大学の立地特性に即してとくに織豊・近世史分野・民俗学分野において「尾張三河戦国史論」・「郷土の民俗特論」等の特色ある科目を配置し、地域特性への理解を深めさせる点に特色をもたせている。卒業後は各種職業分野において、「諸情報を出所にさかのぼり、信憑性を判断した上で、的確に課題を解決する能力」をもって有用たらんことを期待し、そうした学科特性を生かす上で有力な職業分野の1つとして、学校教員を想定している。学習指導要領には、中学校社会科の目標のうちに「調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」とあり、また高等学校地理歴史科においては、各科目の目標として「調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」などと示されている。このように、上述本学科学士課程の達成しようとする「現場に即して事実と課題を見いだす現地・現物に強い歴史の考究」能力形成の成果は、中等教育における社会科・地理歴史科がめざすところと深く共通し、中等教育を担う人材養成に十分寄与するものである。

平成29年中学校学習指導要領改訂にあたって「社会科の改訂の基本的な考え方」として掲げられた3項目のうち(イ)に「『社会的な見方・考え方』を働かせた『思考力、判断力、表現力等』の育成」があげられている。これには、本学科の学習成果達成目標「日本の歴史文化の変遷について、正確に理解し、人に説明することができる。」「日本の伝統的な習俗や社会事象について、その起源や意義を理解し、人に説明することができる。」に加え、「自ら種々のテーマを設定し、真理を探究するために自律的・創造的に研究・調査できるための資質」が対応している。「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)」に寄与する資質を育んでいる。

教職課程の設置趣旨

【歷史文化学科】

歴史文化学科では、学習成果達成目標の締めくくり項目として、「卒業後も、次代への継承を意識しつつ、自ら種々のテーマを設定し、真理を探究するために自律的・創造的に研究・調査できる。」を掲げている。ここにいう「種々のテーマ」「研究・調査」とは、卒業後の各種職業上で、あるいはひろく人生上で直面する諸課題に対して、「自律的・創造的」に向き合い解決していく場面を想定している。本学科学士課程における我が国を中心とした歴史文化に関する学びは、それ自身が自国の文化を継承する行為で

ある。上記達成目標においては、そうした歴史の知識を糧として正しく諸課題に向き合う能力は、さらに「次代への継承」が自覚されることを求めているのである。本学科が教職課程を設ける趣旨はまさにこの点にあり、自らが修得し継承するところの自国の歴史文化を、さらに次代へ継承するという崇高な使命を果たすのにもっともふさわしい場の1つが中等教育の場であるがゆえに、教職課程開設を必要とするものである。

≪中学校教諭一種免許状:社会の設置趣旨≫

本学科における教職課程は、中学校社会科の教科に関する教育の根拠とすべき諸学問(免許法施行規則に定める科目区分)のうち、日本史及び外国史・社会学・宗教学の全科目、地理学(地誌を含む)の多数科目を学士課程学科専門科目のうちの該当科目をもっておこない、中学校社会科教育がになう多岐に及ぶ諸学問分野のうち、歴史学・社会学・宗教学・地理学・地誌分野に関してとくに専門的学識を備えた教員を養成するものである。一方、学士課程においては、日本史、外国史、社会学、民俗学、宗教学について一般的包括的な知識を習得したのち、これらを支えるそれぞれ史資料の特性と扱い方、調査・記録の方法について専門的知識を学ぶ。あわせて、以上の本学科の基礎・基幹的分野に隣接するところの、考古学・古文書学・自然地理学・地誌等についても一般的包括的な知識を習得していく。また、本学科の基礎・基幹的分野である日本史の各時代、宗教学、民俗学については、特論として先端的研究成果を学ぶ。

教職課程においては、教科に関する教育の法令に定められた各分野において余すところなく一般的包括的な学びをおこなうのを必須としつつ、学士課程における選択必修科目である史資料に関する諸科目、及び隣接諸学の科目・各種の特論科目と連関させることによって、一般的包括的な学びの論理的・資料的根拠や研究の先端的トピックについても、常にその存在を意識し、関心を怠らない資質を涵養するものとする。

平成 29 年の中学校学習指導要領改訂にあたっての「社会科改訂の基本的な考え方」 3 項目のうち(イ) については、前記(1) 教員養成に対する理念・構想・養成する教員像で言及したところであるが、同(ア) は、「基礎的・基本的な『知識及び技能』の確実な習得」を述べている。上述の本学科教職課程は、これらの趣旨に対応するものである。

さらに「社会科改訂の基本的な考え方」(ウ)は、「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」を述べており、この項の解説では「伝統と文化を尊重」することや宗教に関する一般的な教養にも触れている。日本史の各時代のほかに、とくに宗教学や、伝統的習俗を研究対象とする民俗学を基礎・基幹としている本学科学士課程には、この趣旨に沿った教員の養成をになう役割が期待できる。また、本学科学士課程は学習成果達成目標の1つとして、「地域の伝統的文化遺産や歴史的個性に深い敬意を持ち、的確な判断のもとにその保存や活用に貢献できる。」を掲げ、卒業後の、「伝統的文化遺産の継承ならびに、文化遺産を活用した町づくり」への地域住民としての寄与に期待している。これは「社会参画」に関する学習を指導する中等学校教員の資質形成にも共通し、本学科教職課程における教員養成と同じ方向を向きながら強く支えるところである。

《高等学校教諭一種免許状:地理歴史の設置趣旨》

本学科における教職課程は、高等学校地理歴史科の教科に関する教育の根拠とすべき諸学問(免許法施行規則に定める科目区分)のうち、日本史・外国史・社会学・地誌の全科目、人文地理学及び自然地理学の過半科目を学士課程学科専門科目のうちの該当科目をもっておこない、高等学校地理歴史科教育がになう多岐に及ぶ諸学問分野をほぼ網羅しうる専門的学識を備えた高等学校教員を養成するものである。一方、学士課程においては、日本史、外国史、社会学、民俗学、宗教学について一般的包括的な知識を習得したのち、これらを支えるそれぞれ史資料の特性と扱い方、調査・記録の方法について専門的知識を学ぶ。あわせて、以上の本学科の基礎・基幹的分野に隣接するところの、考古学・古文書学・自然地理学・地誌等についても一般的包括的な知識を習得していく。また、本学科の基礎・基幹的分野である日本史の各時代、宗教学、民俗学については、特論として先端的研究成果を学ぶ。

教職課程においては、教科に関する教育の法令に定められた各分野において余すところなく一般的包括的な学びをおこなうのを必須としつつ、学士課程における選択必修科目である史資料に関する諸科目、及び隣接諸学の科目・各種の特論科目と連関させることによって、一般的包括的な学びの論理的・資料的根拠や研究の先端的トピックについても、常にその存在を意識し、関心を怠らない資質を涵養するものとする。

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領の解説巻末資料においては、地理歴史科において育成を目指す 資質・能力について、まず「知識及び技能」では地理総合において「地理に関わる諸事象に関して、世 界の生活文化の多様性や、防災、地域や地球的課題への取組などを理解する」こと、歴史総合において 「近現代の歴史の変化にかかわる諸事象について、世界とその中の日本を広く相互的な視野から捉え」 ること、日本史探究において「我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、地理的条件や世界の歴史 と関連付けながら総合的に捉えて理解する」ことなどが示されており、「思考力、判断力、表現力等」で は全体に「地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・ 多角的に考察し」それを説明したり議論したりする力を養うとされている。日本史の各時代のほかに、 とくに宗教学や、伝統的習俗を研究対象とする民俗学を基幹学問分野として、史資料に遡りつつ幅広く 知識と技能を修得する本学科学士課程には、この趣旨に沿っての教育を実践できる教員の養成をになう 役割が大いに期待できる。

また地理においても、世界諸地域を包括して扱う「地誌Ⅰ」「地誌Ⅱ」、「自然地理学Ⅰ」「自然地理学 Ⅱ」「歴史地理学」を学士課程学科専門科目のうちに置き、あわせて全学共通科目「人文地理学」「地域 らしさの探究」における地図を活用した人文地理学分野の学習をおこなわせる本学科教職課程は、学習 指導要領の定める地理歴史科教育の趣旨ならびに方向に対応するものである。